

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成30年10月10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800053号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800020号

第1 結論

請求者のA事業所における平成23年8月3日の標準賞与額を22万3,000円、平成23年12月22日の標準賞与額を57万円、平成24年8月3日の標準賞与額を22万8,000円、平成24年12月27日の標準賞与額を54万円に訂正することが必要である。

平成23年8月3日、平成23年12月22日、平成24年8月3日及び平成24年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年8月3日、平成23年12月22日、平成24年8月3日及び平成24年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年8月3日
② 平成23年12月22日
③ 平成24年8月3日
④ 平成24年12月27日

A事業所から支給された請求期間①から④の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間①から④の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所が保管する賞与一覧表によると、請求者は、同事業所から請求期間①は22万3,287円、請求期間②は57万772円、請求期間③は22万8,287円、請求期間④は54万772円の賞与の支払を受け、当該賞与から請求期間①は22万3,000円、請求期間②は57万円、請求期間③は22万8,000円、請求期間④は54万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、全ての請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、全ての請求期間に係る厚生年金保険料について納入

の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800054号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800021号

第1 結論

請求者のA事業所における平成23年8月3日の標準賞与額を27万8,000円、平成23年12月22日の標準賞与額を55万9,000円、平成24年8月3日の標準賞与額を27万8,000円、平成24年12月27日の標準賞与額を55万9,000円に訂正することが必要である。

平成23年8月3日、平成23年12月22日、平成24年8月3日及び平成24年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年8月3日、平成23年12月22日、平成24年8月3日及び平成24年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年8月3日
② 平成23年12月22日
③ 平成24年8月3日
④ 平成24年12月27日

A事業所から支給された請求期間①から④の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間①から④の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所が保管する賞与一覧表によると、請求者は、同事業所から請求期間①は27万8,107円、請求期間②は55万9,891円、請求期間③は27万8,107円、請求期間④は55万9,891円の賞与の支払を受け、当該賞与から請求期間①は27万8,000円、請求期間②は55万9,000円、請求期間③は27万8,000円、請求期間④は55万9,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、全ての請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、全ての請求期間に係る厚生年金保険料について納入

の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。